



手続き・申請

償却資産(固定資産税)の申告を

伊奈庁舎税務課 ☎58・2111 (内線2302)

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業で使用することができる償却資産にも課税されます。償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品などのことです。

毎年1月1日現在、償却資産を所有している方は、その年の1月31日(ただし、土曜日、日曜日にあたる場合は翌開庁日となります)までに申告することが法律で義務付けられています。

▼申告が必要な方

○令和3年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人

○令和3年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

○令和3年1月1日現在、駐車場やアパートなどの貸し付けによる不動産所得がある方

▼償却資産の対象となるもの

下表参照

■主な業種別の例

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 共通 | パソコン、コピー機、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備、太陽光発電設備など |
| 建設業 | ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など |
| 料理飲食業 | テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど |
| 小売業 | 陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付きを含む)、日よけなど |
| ・医(歯科)業 ・獣医業 | レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など |
| 不動産貸付業 | 門扉、塀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など |
| ・理容業 ・美容業 | 理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど |

▼申告期限 令和3年2月1日(月)

▼提出先 伊奈庁舎税務課

▼申告方法 電子申告(eLT AX)または申告書などの提出による申告

▼提出物 申告書による申告の場合は、申告書、種類別明細書(全資産、増加資産用)、種類別明細書(減少資産用)を提出してください。

※昨年度申告している方は、11月下旬頃に案内書を送付する予定です。なお、申告書などの様式は市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

▼備考 申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円未満のときは、課税されません。

※農業用トラクターは、令和3年度から償却資産ではなく、軽自動車税(種別割)としての課税となりますので、別途手続きが必要となります。



税務課の会計年度任用職員を募集します


伊奈庁舎税務課 ☎58・2111 (内線2305)

11月29日(日)の市内一斉清掃は中止します

毎年、環境美化運動の一環として、市民参加による市内一斉清掃を実施していますが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年11月29日(日)に予定していた一斉清掃は中止となります。

感染拡大防止のためご理解のほどよろしくをお願いします。

☎ 谷和原庁舎生活環境課
☎ 58 - 2111 (内線 3302)



税務課では、令和3年1月からの会計年度任用職員を募集します。お子さんが幼稚園・学校に行っている時間帯に働くことも可能です。

▼募集職種 一般事務職(書類整理など)

▼勤務地 伊奈庁舎税務課(福田195)

▼雇用期間 令和3年1月8日(金)～3月31日(水)(最長5月まで延長の可能性あり)

▼勤務日 原則週4日(1月末は土・日勤務あり)

▼勤務時間 午前9時～午後4時までのうち5時間程度(応相談)

▼時給 951円(通勤手当別途支給)

▼募集人数 若干名

▼申し込み方法 税務課に電話連絡の上、総務課に「会計年度任用職員登録申込書(写真貼付)」を提出してください。

※「会計年度任用職員登録申込書」は、伊奈庁舎総務課で配付しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

▼申込期限 11月20日(金)

▼面接試験 12月上旬。申し込み終了後、連絡します。